

入所1月当たりの基本料金表（1割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置 加算	サービス提供体 制強化加算 (I)	居住費		食費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1月当たりの基本料金			
		従来型 個室	多床室			個室	2床室窓側				個室	2床室窓側	4床室及び 2床室廊下側	認知症専門棟		
要介護1	第1段階	788円	871円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	92,820円	62,610円	50,610円	44,610円
	第2段階					490円	370円	390円					95,520円	76,410円	64,410円	58,410円
	第3段階①					1,310円	370円	650円					127,920円	84,210円	72,210円	66,210円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円					149,220円	105,510円	93,510円	87,510円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円					162,510円	108,270円	96,270円	90,270円
要介護2	第1段階	863円	947円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	95,070円	64,890円	52,890円	46,890円
	第2段階					490円	370円	390円					97,770円	78,690円	66,690円	60,690円
	第3段階①					1,310円	370円	650円					130,170円	86,490円	74,490円	68,490円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円					151,470円	107,790円	95,790円	89,790円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円					164,760円	110,550円	98,550円	92,550円
要介護3	第1段階	928円	1,014円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	97,020円	66,900円	54,900円	48,900円
	第2段階					490円	370円	390円					99,720円	80,700円	68,700円	62,700円
	第3段階①					1,310円	370円	650円					132,120円	88,500円	76,500円	70,500円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円					153,420円	109,800円	97,800円	91,800円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円					166,710円	112,560円	100,560円	94,560円
要介護4	第1段階	985円	1,072円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	98,730円	68,640円	56,640円	50,640円
	第2段階					490円	370円	390円					101,430円	82,440円	70,440円	64,440円
	第3段階①					1,310円	370円	650円					133,830円	90,240円	78,240円	72,240円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円					155,130円	111,540円	99,540円	93,540円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円					168,420円	114,300円	102,300円	96,300円
要介護5	第1段階	1,040円	1,125円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	100,380円	70,230円	58,230円	52,230円
	第2段階					490円	370円	390円					103,080円	84,030円	72,030円	66,030円
	第3段階①					1,310円	370円	650円					135,480円	91,830円	79,830円	73,830円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円					156,780円	113,130円	101,130円	95,130円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円					170,070円	115,890円	103,890円	97,890円

※1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

①著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ②感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で30日の期間

※2. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。

### 入所 1 月当たりの基本料金表（2 割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置 加算	サービス提供体 制強化加算 (1)	居住費		食 費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1 月当たりの基本料金			
		従来型 個 室	多床室			従来型 個 室	多床室				個 室	2 床室窓側	個 室	2 床室窓側	4 床室及び 2 床室廊下側	認知症専門棟
要介護 1	第 4 段階	1,576 円	1,742 円	48 円	44 円	1,668 円	377 円	1,445 円	270 円	テレビ 100 円 ・ 冷蔵庫 100 円	1,200 円	600 円	187,530 円	135,780 円	123,780 円	117,780 円
要介護 2		1,726 円	1,894 円										192,030 円	140,340 円	128,340 円	122,340 円
要介護 3		1,856 円	2,028 円										195,930 円	144,360 円	132,360 円	126,360 円
要介護 4		1,970 円	2,144 円										199,350 円	147,840 円	135,840 円	129,840 円
要介護 5		2,080 円	2,250 円										202,650 円	151,020 円	139,020 円	133,020 円

※ 1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

① 著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ② 感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で 30 日の期間

※ 2. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。

### 入所 1 月当たりの基本料金表（3 割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置 加算	サービス提供体 制強化加算 (1)	居住費		食 費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1 月当たりの基本料金			
		従来型 個 室	多床室			従来型 個 室	多床室				個 室	2 床室窓側	個 室	2 床室窓側	4 床室及び 2 床室廊下側	認知症専門棟
要介護 1	第 4 段階	2,364 円	2,613 円	72 円	66 円	1,668 円	377 円	1,445 円	270 円	テレビ 100 円 ・ 冷蔵庫 100 円	1,200 円	600 円	212,550 円	163,290 円	151,290 円	145,290 円
要介護 2		2,589 円	2,841 円										219,300 円	170,130 円	158,130 円	152,130 円
要介護 3		2,784 円	3,042 円										225,150 円	176,160 円	164,160 円	158,160 円
要介護 4		2,955 円	3,216 円										230,280 円	181,380 円	169,380 円	163,380 円
要介護 5		3,120 円	3,375 円										235,230 円	186,150 円	174,150 円	168,150 円

※ 1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

① 著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ② 感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で 30 日の期間

※ 2. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。

## 入所加算料金表（1割負担のご利用者）

加 算 料 金	初期加算	30 円 / 日	入所の日から30日の期間に加算します。	
	短期集中リハビリテーション実施加算	200 円 / 日	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240 円 / 日	認知症のご利用者に、入所の日から3月以内に退所後の生活を踏まえた個別リハビリテーションを集中的に行った場合に、週3回を限度として加算します。	
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60 円 / 月	ご利用者ごとの心身状況等（服薬情報を含む）に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に加算します。	
	外泊時の費用	362 円 / 日	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。	
	認知症ケア加算	76 円 / 日	認知症専門棟に入所された場合に加算します。	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円 / 日	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。	
	安全対策体制加算	20 円 / 月	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。	
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100 円 / 月	ご利用者の急変時、相談・診療・入院が出来るような協力医療機関との体制が整備され、ご利用者に関する情報共有を定期的に行った場合に加算します。	
	経口移行加算	28 円 / 日	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。	
	経口維持加算	（Ⅰ）	400 円 / 月	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に（Ⅰ）の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、（Ⅱ）の料金を1月に1回加算します。
		（Ⅱ）	100 円 / 月	
	療養食加算	6 円 / 食	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。	
	ターミナルケア加算	31～45日	72 円 / 日	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
		4～30日	160 円 / 日	
		2～3日	910 円 / 日	
		死亡日	1,900 円 / 日	
	入所前後訪問指導加算	（Ⅰ）	450 円 / 月	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に（Ⅰ）を加算します。又、（Ⅰ）を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に（Ⅱ）を加算します。
		（Ⅱ）	480 円 / 月	
	退所時情報提供加算	（Ⅰ）	500 円 / 月	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。居宅等への退所は（Ⅰ）を、医療機関への退所は（Ⅱ）を加算します。
（Ⅱ）		250 円 / 月		
退所時栄養情報連携加算	70 円 / 月	特別食（糖尿病食等）が必要なご利用者又は低栄養状態であると医師が判断したご利用者に、管理栄養士が退所先へ栄養情報を提供した場合に加算します。		
入退所前連携加算	（Ⅰ）	600 円 / 月	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に（Ⅱ）を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に（Ⅰ）を加算します。	
	（Ⅱ）	400 円 / 月		
訪問看護指示加算	300 円 / 月	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。		
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円 / 日	感染症対策に関する研修を受講した医師が、所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、10日を限度として加算します。		
緊急時治療管理	518 円 / 日	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。		

- ※1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費+加算料金）の1,000分の39に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費+加算料金）の1,000分の21に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、算定した料金（基本サービス費+加算料金）の1,000分の8に相当する料金を加算します。

## 入所加算料金表（2割負担のご利用者）

加 算 料 金	初期加算	60 円 / 日	入所の日から30日の期間に加算します。	
	短期集中リハビリ テーション実施加算	400 円 / 日	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。	
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算（Ⅰ）	480 円 / 日	認知症のご利用者に、入所の日から3月以内に退所後の生活を踏まえた個別リハビリテーションを集中的に行った場合に、週3回を限度として加算します。	
	科学的介護推進 体制加算（Ⅱ）	120 円 / 月	ご利用者ごとの心身状況等（服薬情報を含む）に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に加算します。	
	外泊時の費用	724 円 / 日	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。	
	認知症ケア加算	152 円 / 日	認知症専門棟に入所された場合に加算します。	
	認知症専門 ケア加算（Ⅰ）	6 円 / 日	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。	
	安全対策体制加算	40 円 / 月	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。	
	協力医療機関 連携加算（Ⅰ）	200 円 / 月	ご利用者の急変時、相談・診療・入院が出来るような協力医療機関との体制が整備され、ご利用者に関する情報共有を定期的に行った場合に加算します。	
	経口移行加算	56 円 / 日	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。	
	経口維持加算	（Ⅰ）	800 円 / 月	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に（Ⅰ）の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、（Ⅱ）の料金を1月に1回加算します。
		（Ⅱ）	200 円 / 月	
	療養食加算	12 円 / 食	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。	
	ターミナル ケア加算	31～45日	144 円 / 日	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
		4～30日	320 円 / 日	
		2～3日	1,820 円 / 日	
		死亡日	3,800 円 / 日	
	入所前後訪問 指導加算	（Ⅰ）	900 円 / 月	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に（Ⅰ）を加算します。又、（Ⅰ）を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に（Ⅱ）を加算します。
		（Ⅱ）	960 円 / 月	
	退所時情報 提供加算	（Ⅰ）	1,000 円 / 月	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。居宅等への退所は（Ⅰ）を、医療機関への退所は（Ⅱ）を加算します。
（Ⅱ）		500 円 / 月		
退所時栄養 情報連携加算	140 円 / 月	特別食（糖尿病食等）が必要なご利用者又は低栄養状態にあると医師が判断したご利用者に、管理栄養士が退所先へ栄養情報を提供した場合に加算します。		
入退所前 連携加算	（Ⅰ）	1,200 円 / 月	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に（Ⅱ）を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に（Ⅰ）を加算します。	
	（Ⅱ）	800 円 / 月		
訪問看護指示加算	600 円 / 月	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。		
所定疾患施設 療養費（Ⅱ）	960 円 / 日	感染症対策に関する研修を受講した医師が、所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、10日を限度として加算します。		
緊急時治療管理	1,036 円 / 日	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。		

- ※1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の39に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の21に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の8に相当する料金を加算します。

## 入所加算料金表（3割負担のご利用者）

初期加算	90 円 / 日	入所の日から30日の期間に加算します。	
短期集中リハビリテーション実施加算	600 円 / 日	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	720 円 / 日	認知症のご利用者に、入所の日から3月以内に退所後の生活を踏まえた個別リハビリテーションを集中的に行った場合に、週3回を限度として加算します。	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	180 円 / 月	ご利用者ごとの心身状況等（服薬情報を含む）に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に加算します。	
外泊時の費用	1,086 円 / 日	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。	
認知症ケア加算	228 円 / 日	認知症専門棟に入所された場合に加算します。	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	9 円 / 日	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。	
安全対策体制加算	60 円 / 月	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。	
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	300 円 / 月	ご利用者の急変時、相談・診療・入院が出来るような協力医療機関との体制が整備され、ご利用者に関する情報共有を定期的に行った場合に加算します。	
経口移行加算	84 円 / 日	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。	
経口維持加算	（Ⅰ）	1,200 円 / 月	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に（Ⅰ）の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、（Ⅱ）の料金を1月に1回加算します。
	（Ⅱ）	300 円 / 月	
療養食加算	18 円 / 食	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。	
ターミナルケア加算	31～45日	216 円 / 日	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
	4～30日	480 円 / 日	
	2～3日	2,730 円 / 日	
	死亡日	5,700 円 / 日	
入所前後訪問指導加算	（Ⅰ）	1,350 円 / 月	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に（Ⅰ）を加算します。又、（Ⅰ）を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に（Ⅱ）を加算します。
	（Ⅱ）	1,440 円 / 月	
退所時情報提供加算	（Ⅰ）	1,500 円 / 月	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。居宅等への退所は（Ⅰ）を、医療機関への退所は（Ⅱ）を加算します。
	（Ⅱ）	750 円 / 月	
退所時栄養情報連携加算	210 円 / 月	特別食（糖尿病食等）が必要なご利用者又は低栄養状態にあると医師が判断したご利用者に、管理栄養士が退所先へ栄養情報を提供した場合に加算します。	
入退所前連携加算	（Ⅰ）	1,800 円 / 月	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に（Ⅱ）を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に（Ⅰ）を加算します。
	（Ⅱ）	1,200 円 / 月	
訪問看護指示加算	900 円 / 月	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。	
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1,440 円 / 日	感染症対策に関する研修を受講した医師が、所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、10日を限度として加算します。	
緊急時治療管理	1,554 円 / 日	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。	

- ※1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の39に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の21に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、算定した料金（基本サービス費＋加算料金）の1,000分の8に相当する料金を加算します。